

## 指定障害福祉サービス処遇費扶助要綱

### (総則)

第1条 指定障害福祉サービスを行う事業所における利用者の処遇に要する費用の扶助については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第21号）の例による。

### (扶助対象)

第3条 扶助の対象は、次の各号のいずれにも該当する指定障害福祉サービス事業所（以下「対象事業所」という。）において、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）を行う指定障害福祉サービス事業者とする。

(1) 市内に所在すること。

(2) 指定障害福祉サービス（生活介護等に限る。）に係る本市の支給決定を受けた障害者（以下「対象者」という。）が通所すること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 対象者（医療的ケアが必要な者及び重症心身障害者を除く）に対し適切な入浴の介助を提供していること。ただし、生活介護の提供の場合に限る。

イ 対象者の自宅等と対象事業所との間の送迎を行っていること。

### (扶助の内容)

第4条 扶助の額は、予算の範囲内において、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第3号アに該当する場合 1人の対象者に対する入浴の介助1回につき 720円

(2) 前条第3号イに該当する場合 1人の対象者に対する送迎の実施1回（片道）につき 270円。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第6の2のイに規定する人員配置体制加算（I）を加算する指定生活介護事業所にあつては、130円とする。

(認定)

第5条 扶助を受けようとする対象事業所の長は、指定障害福祉サービス処遇費扶助対象者認定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該認定の可否を決定し、その結果を対象事業所の長に通知するものとする。

(扶助費の請求)

第6条 前条第2項の規定により認定の通知を受けた対象事業所の長は、第4条の規定による扶助費の請求については、介護給付費又は訓練等給付費の請求と同一の請求書で行うものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

